

発熱などの症状が出る前に

相談・受診方法の確認を

冬は季節性インフルエンザなどが流行しやすく、予防をしていても病気にかかってしまうことがあります。新型コロナウイルス感染症も懸念されている中で、発熱などの症状があった場合の相談・受診方法について確認しておきましょう。

【保健所保健予防課感染症対策担当☎(38)3315】



まずはかかりつけ医に電話相談

発熱や咳、のどの痛みなどの症状があり医療機関を受診したい場合、まずはかかりつけ医に電話で相談し、受診できるか確認しましょう。かかりつけ医で発熱外来(発熱診療医療機関)を設けていない、予約がいっぱい受診できないなどの場合は、県が設置している「発熱等診療予約センター」(☎(0570)048914)に相談してください。

かかりつけ医がなく、どこで受診したらよいかわからない場合も「発熱等診療予約センター」に連絡してください。その他、相談したいことがある場合は、保健所が設置している「茅ヶ崎市保健所コロナ受診相談センター」(☎(55)5395)にお問い合わせください。

かかりつけ医

受診したことがある診療所で日常的な診療を受け持ち、健康管理などの相談にも対応する。必要に応じて、より専門的な医療機関への紹介を行う。

発熱等診療予約センターとは

県が設置している機関で、発熱などの症状のある方が、かかりつけ医での受診ができない場合、本人に代わり受診可能な医療機関を探して予約を行います。県民が利用でき、電話または無料通信アプリ「LINE」で受け付けています。

対象 発熱・咳・のどの痛みのいずれかを含む症状がある方

☎(0570)048914

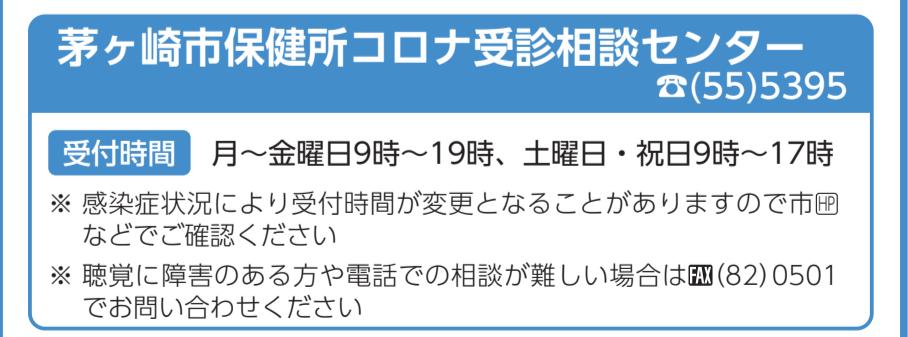
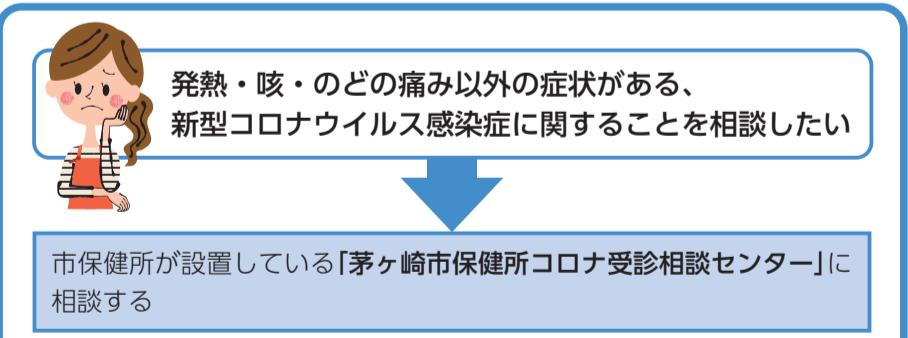
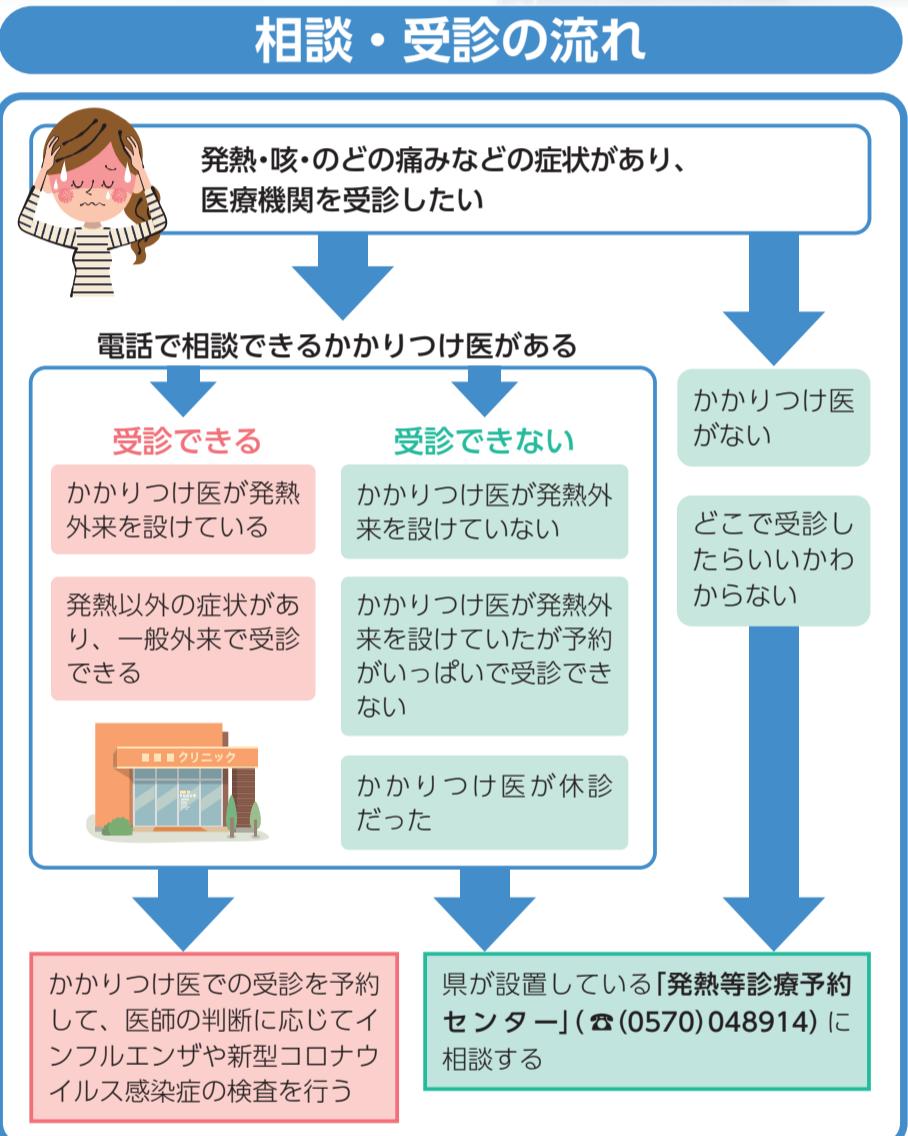
受付時間
9時~21時

※一部のIP電話など上記番号へ
つながらない電話はこちらへ ▶ ☎045(485)1015

LINEでの受け付けはこちら ▶



LINEで
サポート



新型コロナウイルス感染症によるイベント等の中止

本紙掲載のイベントや講座などは、新型コロナウイルス感染症の影響により急きよ中止・延期となる場合があります。中止の情報は市役所または各問い合わせ先へご確認ください。

【秘書広報課広報担当】